第１１章 別紙

１１－１ 別紙１　対象施設の概要

(1)　処理場施設

項目	南部浄化センター
所在地	久留米市安武町住吉 1900
敷地面積	121,000m^2
排除方式	分流式
処理面積	3,766.5ha（全体計画）
	3,450.19ha（令和 8 年 3 月 31 日現在）
処理人口	133,100 人（全体計画）
	145,308 人（令和 8 年 3 月 31 日現在）
計画汚水量	54,900m^3/日（全体計画）
処理能力（日最大）	46,500m^3/日（令和 8 年 3 月 31 日現在）
水処理方式	嫌気無酸素好気法（段階的高度処理）6 池+ 嫌気無酸素好気法 3 池 （令和 8 年 3 月 31 日現在）
汚泥処理方式	分離濃縮(重力濃縮,ﾍﾞﾙﾄ濃縮)＋消化＋脱水
放流先	準用河川　安武川
供用開始	平成 6 年 4 月
その他	太陽光・小水力ハイブリッド発電 消化ガス発電

(2)　中継ポンプ場

項目	大善寺中継ポンプ場	合川中継ポンプ場
所在地	久留米市大善寺町藤吉 959	久留米市新合川一丁目 3
敷地面積	1,000m^2	3,200m^2
供用開始年月	平成 9 年 4 月	平成 14 年 4 月
計画汚水量（全体計画）	時間最大 1.84m^3/min	時間最大 18.84m^3/min
受電電圧	200V	6600V
発電機仕様	エンジン出力 80PS	エンジン出力 494kW（定格）
	発電機出力 62.5kVA	発電機出力 400kVA
	燃料消費量 18.0L/h	燃料消費量 127.3L/h
汚水ポンプ仕様	CNF1502G-P	PSRVV-200 PSRVV-300
	口径 150mm 出力 11kW	口径 200mm 出力 45kW 口径 300mm 出力 75kW
	吐出量 1.9m^3/min/台	吐出量 4.5m^3/min(No.1) 吐出量 9.0m^3/min(No.2,3,4)
	最大吐出量 3.8m^3/min	最大吐出量 22.5m^3/min

項目	大善寺中継ポンプ場	合川中継ポンプ場
	揚程 17m 台数 3(内 1 台予備)	揚程 28m 台数 45kW×1 台 75kW×3(内 1 台予備)
流入幹線 (管断面)	大善寺 2 号汚水幹線 (管断面 500mm)	合川善導寺汚水幹線 (管断面 1,500mm)
備考	平成 25 年 3 月ポンプ 1 台増設 平成 30 年 3 月耐震化完了 令和 7 年 3 月汚水ポンプ 2 台更新	平成 25 年 3 月非常用発電機設置 令和 6 年 3 月ポンプ 1 台増設

項目	上津中継ポンプ場	北野中継ポンプ場	三潴中継ポンプ場
所在地	久留米市藤山町野添 1897-1	久留米市北野町高良 1622	久留米市三潴町壱町原 202-1
敷地面積	1,410m^2	1,680m^2	1,600m^2
供用開始年月	平成 22 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 27 年 4 月
計画汚水量 (全体計画)	時間最大 1.20m^3/min	時間最大 6.87m^3/min	時間最大 4.34m^3/min
受電電圧	6600V	6600V	6600V
発電機仕様	ｴﾝｼﾞﾝ出力 132.4kW (定格)	エンジン出力 120kW(定格)	エンジン出力 188kW(定格)
	発電機出力 125kVA	発電機出力 150kVA	発電機出力 200kVA
	燃料消費量 29.5L/h	燃料消費量 35.4L/h	燃料消費量 49.8L/h
汚水ポンプ仕様	CWF150G-P	CWF150G-P	CNWXF1502-PY
	口径 150mm 出力 30kW	口径 150mm 出力 30kW	口径 200mm 出力 45kW
	吐出量 1.6m^3/min/台	吐出量 2.3m^3/min(No.1,2) 吐出量 2.7m^3/min(No.3,4)	吐出量 3.9m^3/min/台
	最大吐出量 1.6m^3/min	最大吐出量 7.3m^3/min	最大吐出量 3.9m^3/min
	揚程 40m 台数 2(内 1 台予備)	揚程 33m 台数 4(内 1 台予備)	揚程 32m 台数 2(内 1 台予備)
流入幹線 (管断面)	野添 1 号汚水幹線 (管断面 600mm)	北野 1 号汚水幹線 (管断面 700mm)	城島 1 号汚水幹線 (管断面 800mm)
備考		令和 4 年 3 月ポンプ 2 台増設	

(3)　マンホールポンプ場グループ A (67 (70) 箇所)

No	名称	住所	ポンプ設備概要						稼働年月日
			径φ	m^3/分	揚程 m	予旋回槽	出力 kw	台数	
1	場内	安武町住吉 1900　南部浄化センター内	80	0.162	9.5		1.50	2	H6.4.1
2	安武団地	安武町安武本 1187 - 3	80	0.450	7.0		1.50	2	H9.4.1
3	安武瀬戸	安武町安武本 790	80	0.640	6.0		2.20	2	H10.4.1
4	住吉	安武町住吉 1793	80	0.450	6.0		1.50	2	H6.4.1
5	安武古町	安武町住吉古町 520	80	0.800	8.5		3.70	2	H9.4.1
6	安武小島	安武町小島 1704	80	0.820	7.8	付	3.70	2	H13.4.1
7	安武大島	安武町武島 5583(2291-2)	80	0.450	8.2	付	2.20	2	H14.4.1
8	安武南筰	安武町武島 3922	80	1.060	16.9	付	7.50	2	H11.4.1
9	安武北古賀	安武町武島 896	80	0.870	8.8		3.70	2	H11.4.1
10	安武古賀坂	安武町武島 95	80	0.450	8.6	付	2.20	2	H12.4.1

No	名称	住所	ポンプ設備概要						稼働年月日
			径φ	㎥/分	揚程m	予旋回槽	出力kw	台数	
11	安武山浦	安武町武島(2700-1)	80	0.450	8.2	付	2.20	2	H15.4.1
12	下荒木新山	荒木町下荒木 1650 付近	65	0.191	9.4	付	1.50	2	R2.4.1
13	荒木十字路北	荒木町下荒木 229-2 付近	65	0.159	11.3	付	1.50	2	H29.4.1
14	下荒木	荒木町下荒木 2604-1 付近	65	0.159	6.0	付	0.75	2	H30.4.1
15	荒木追敵	荒木町荒木 5024(1082-2)	80	0.710	6.5	付	3.70	2	H14.4.1
16	荒木古賀	荒木町荒木 1818-4	80	0.450	5.0	付	1.50	2	H15.4.1
17	相川橋	荒木町 1993-2	65	0.210	12.7	付	2.20	2	H23.4.1
18	荒木永代橋	荒木町荒木 3724 付近	65	0.159	4.5	付	0.75	2	R3.4.1
19	荒木永代橋北	荒木町荒木 6039 付近	65	0.159	8.2	付	0.75	2	R3.4.1
20	八反田橋	荒木町荒木 61 付近（八反田橋南）	80	1.140	6.4	付	2.20	2	H24.9.1
21	荒木八牟田	荒木町荒木 738-3	80	0.450	10.6	付	2.20	2	H20.4.1
22	荒木今村北	荒木町今 231-3 付近	65	0.159	10.1	付	1.50	2	R4.4.1
23	藤田和田橋	荒木町藤田 1281-6 付近	65	0.159	7.0	付	0.75	2	H30.4.1
24	白口踏切北	荒木町白口 1698（ピーｴｽ三菱）	65	0.159	5.7	付	0.75	2	H26.4.1
25	荒木北山西	荒木町白口 1761-3 付近	65	0.159	4.2	付	0.75	2	H25.4.1
26	荒木北山東	荒木町白口 1774-1 付近	65	0.230	5.8	付	0.75	2	H25.4.1
27	荒木陣ノ前橋	荒木町白口 454-2 付近	65	0.159	6.9	付	0.75	2	H28.4.1
28	荒木今町橋	荒木町白口 733-3 付近	65	0.252	6.1	付	0.75	2	H27.4.1
29	企業団北	荒木町白口 86-3 付近	65	0.159	4.0	付	0.75	2	H25.4.1
30	荒木白口	荒木町白口９９４	80	0.450	3.7	付	1.50	2	H12.4.1
31	三瀦新領橋	三瀦町高三瀦 1560-4 付近	100	1.146	21.8	付	11.00	2	H28.4.1
32	上津中尾山北	上津町 1814-4 付近	50	0.234	8.0	付	0.75	2	H24.4.1
33	上津中尾山南	上津町 1816-10 付近	50	0.234	8.0	付	0.75	2	H24.4.1
34	上津小東	上津町 1835-7	65	0.283	3.5	付	0.75	2	H23.4.1
35	上津松本橋	上津町 207-2 付近	50	0.156	8.0		0.75	2	H31.4.1
36	桜尾橋	上津町 2188 の西（公道上）	65	0.159	14.0	付	3.70	2	H25.4.1
37	野添公園東	上津町 2203-403 付近	50	0.187	6.4		0.75	2	R2.4.1
38	久工大西	上津町 2228-454	65	0.283	11.0	付	1.50	2	H23.4.1
39	上津北宇土	上津町 2228-385 付近	65	0.159	18.1	付	3.70	2	H24.4.1
40	上津湯納楚	上津町 2228-11 付近	65	0.159	11.5	付	1.50	2	H28.4.1
41	上津川原橋	上津町 64-1	80	0.450	5.0	付	1.50	2	H20.4.1
42	城島大橋	城島町内野 330-5 付近　（城島大橋西）	150	1.713	13.6	付	7.50	2	H27.4.1
43	城島支所北	城島町楢津 750-1 付近	65	0.571	13.2	付	3.70	2	H30.4.1
44	安武駅南	大善寺町宮本 41-4 付近	65	0.159	4.5	付	0.75	2	H27.4.1
45	大善寺大橋	大善寺町宮本 1002 - 4	80	0.450	4.0		1.50	2	H9.4.1
46	西小路	大善寺町宮本 1337　玉垂公園西	80	0.450	9.5		2.20	2	H6.4.1
47	玉垂	大善寺町宮本 1458	80	0.450	9.4		2.20	2	H8.4.1
48	大善寺宮本	大善寺町宮本 557-2	50	0.159	4.8		0.40	2	H29.4.1
49	大善寺黒田南	大善寺黒田 1068-2	80	0.450	6.1	付	1.50	2	H20.4.1
50	黒田宮の前橋	大善寺黒田 274	80	0.450	10.6	付	2.20	2	H14.4.1
51	天建寺	大善寺町中島 1038-1	80	0.450	9.5		2.20	2	H6.4.1
52	大善寺藤吉	大善寺藤吉 2159	80	0.450	12.1	付	3.70	2	H20.4.1
53	大善寺小前	大善寺町夜明 919	80	0.450	3.6		1.50	2	H10.4.1
54	大善寺東	大善寺町夜明 420	80	0.450	9.9	付	3.70	2	H12.4.1
55	大善寺西	大善寺町夜明 581	80	0.450	8.2	付	2.20	2	H12.4.1
56	甲ノ面	大善寺町 2285　アンダー西側角	80	0.450	9.5		2.20	2	H5.4.1
57	藤光大寺尾橋	藤光町 1326-5 付近	50	0.159	6.6		0.75	2	H29.4.1
58	藤光小原橋	藤光町 791-2 付近	65	0.159	7.6	付	0.75	2	H30.4.1
59	藤光杤ヶ浦北	藤光町 925-610	80	0.300	10.0	付	1.50	2	H20.4.1
60	荒木藤光	荒木町 925-145　藤田日吉線沿い	80	0.450	9.6	付	2.20	2	H20.4.1
61	藤光杤ヶ浦南	藤光町 921-6	80	0.450	5.7	付	1.50	2	H20.4.1
62	藤山井樋口橋	藤山町 1003 付近	65	0.159	8.0	付	0.75	2	R5.7.1
63	藤山東	藤山町 1600-16 付近	65	0.159	10.3	付	1.50	2	H29.4.1
64	藤山西	藤山町 1627-6 付近	65	0.159	14.2	付	2.20	2	H29.4.1
65	藤山配水場	藤山町 720-1 付近	65	0.180	8.9	付	1.50	2	R5.7.1

No	名称	住所	ポンプ設備概要						稼働年月日
			径φ	㎥/分	揚程ｍ	予旋回槽	出力kw	台数	
66	藤山郡界	藤山町その１	65	0.159	8.5	付	1.50	2	R8.4.1
67	藤山猪口	藤山町その２	50	0.071	6.7		0.75	2	R8.5.1
(68)	(仮称)三潴駅南								R10 以降
(69)	(仮称)JA 三潴南								R10 以降
(70)	(仮称)三潴駅北								R10 以降

※上記 67（70）箇所のマンホールポンプ場は保守管理業務を本事業内容に含む。

■：R9 以降設置

（4）　マンホールポンプ場グループ B（42（45）箇所）

No	名称	住所	ポンプ						稼働年月日
			径φ	㎥/分	揚程ｍ	予旋回槽	出力kw	台数	
1	城島町民の森西	城島町楢津 881-4 付近	65	0.159	8.0	付	0.75	2	H31.4.1
2	三潴更生橋	三潴町高三潴 1303-1 付近	65	0.159	8.3	付	1.50	2	R3.4.1
3	城島中北	城島町楢津 1398-1 付近	80	0.966	11.9	付	3.70	2	R3.4.1
4	城島高津	城島町楢津 1319-1 付近	80	0.810	8.1	付	2.20	2	R4.6.1
5	三潴早津崎	三潴町早津崎 1020 付近	65	0.402	11.6	付	2.20	2	R6.4.1
6	城島支所南	城島町城島 178-4 付近	65	0.159	4.4	付	0.75	2	R6.4.1
7	三潴田川	三潴町田川 72-1	65	0.159	7.3	付	0.75	2	R7.9.1
8	北野天満宮前	北野町十郎丸	100	0.756	13.1	付	5.50	2	H21.4.1
9	北野秋桜団地	北野町千代島 829-3	80	0.450	8.4	付	1.50	2	H22.4.1
10	北野江口	北野町今山 225-8 付近	65	0.159	5.3	付	0.75	2	H24.4.1
11	北野上弓削	北野町上弓削 893-1 付近	65	0.169	11.4	付	1.50	2	H24.4.1
12	北野町千代島	北野町千代島 1067-1	150	2.814	9.0	付	7.50	2	H26.4.1
13	北野中村	北野町中 18-1 付近	100	0.954	7.7	付	3.70	2	H28.4.1
14	北野中北	北野町塚島 509-1 付近	65	0.159	5.6	付	0.75	2	H29.4.1
15	北野中南	北野町塚島 243-2 付近	150	2.280	8.4	付	5.50	2	H29.4.1
16	北野塚島	北野町塚島 197-1 付近	150	2.130	7.9	付	5.50	2	H30.4.1
17	北野仁王丸	北野町仁王丸 15-1 付近(長池２号橋の北)	150	2.052	7.2	付	5.50	2	H30.4.1
18	北野大城小西	北野町仁王丸 76 付近	150	2.020	6.4	付	5.50	2	H31.4.1
19	北野造出	北野町中 1156-1 付近	65	0.336	8.6	付	1.50	2	R2.4.1
20	北野大城駅南	北野町金島 1845-1 付近	65	0.444	7.2	付	1.50	2	R3.4.1
21	北野大城小東	北野町金島 248-4 付近	100	0.984	10.1	付	3.70	2	R4.4.1
22	立湯	津福本 1420 - 11　ｻﾆｰ津福裏（立湯公園	100	0.390	9.0		3.70	2	S63.4.1
23	細永	西町 319　ゆたか設備前	80	0.450	8.6		2.20	2	H3.4.1
24	国分南	国分町 1023	80	0.450	5.4		1.50	2	H8.4.1
25	国分立野	国分町 1099	80	0.450	3.2		1.50	2	H8.4.1
26	上津千束	上津町千束 1222	80	0.450	5.4		1.50	2	H9.4.1
27	上津池田	上津町 1305 - 1　明星中近く	80	0.450	6.0		1.50	2	H9.4.1
28	国分杉下	国分町 1088 - 2(補助)	80	0.450	5.5		1.50	2	H9.4.1
29	国分唐室	国分町 1092（単独）	80	0.450	5.6		1.50	2	H9.4.1
30	高良内深田	高良内町 4140	80	0.450	12.6		3.70	2	H10.4.1
31	高良内前川	高良内町 180	80	0.450	6.4	付	2.20	2	H12.4.1
32	高良内脇畑	高良内町 157	80	0.450	6.4	付	2.20	2	H12.4.1
33	野中高良川	野中町 442 - 1	80	0.450	6.7	付	2.20	2	H11.4.1
34	横馬場南	高良内町 321	80	0.450	8.2	付	2.20	2	H14.4.1
35	横馬場北	高良内町 333-8	80	0.450	4.7	付	1.50	2	H14.4.1
36	篠山城西	篠山町 437-1-1	80	0.450	11.1	付	3.70	2	H14.4.1
37	高良内竹ノ子	高良内町 1254-6	80	0.450	7.9	付	2.20	2	H16.4.1
38	高良内鷹月池	高良内町 3806 - 24	80	0.450	5.4	付	1.50	2	H17.4.1
39	上津五玉	高良内町 4535-2	80	0.530	4.5	付	1.50	2	H17.4.1
40	宮ノ陣荒瀬川	宮ノ陣２丁目 18	80	0.450	9.5	付	3.70	2	H17.4.1
41	宮ノ陣思案橋	宮ノ陣２丁目 814-5　思案橋北	80	0.450	5.4	付	1.50	2	H18.4.1

42	北野金島交差点前	北野町八重亀 202-1	80	0.566	6.0	付	1.50	2	R8.8.1
(43)	(仮称)島添橋								R9 以降
(44)	(仮称)金操橋	北野町中川							R10 以降
(45)	(仮称)古賀ノ上橋	北野町中川							R10 以降

※上記 42（45）箇所のマンホールポンプ場は保守管理業務の点検業務を含まない。

※対象となるマンホールポンプ場が変更になる場合がある。

■：R9 以降設置

１１－２ 別紙２ 法定点検

（１）自家用電気工作物保安管理業務

自家用電気工作物保安管理業務の概要を以下に示す。

ア 対象施設

（ア） 処理場施設

南部浄化センター

（イ） 中継ポンプ場

大善寺中継ポンプ場

合川中継ポンプ場

表 １１-１ 受変電設備概要

	南部浄化センター		大善寺中継ポンプ場	合川中継ポンプ場
		消化ガス発電設備		
受電電圧	6,600V	6,600V	200V	6,600V
受電設備	2,880kVA	300kVA	47kVA	500kVA
非常用予備発電機	1,000kVA 20kVA	－	62.5kVA	400kVA
常用発電所	無	195kW	無	無
小規模発電設備	水力 5.4kW 太陽光 3.8kW	－	無	無
絶縁常時監視装置	自動 IT	無	無	有
デマンド監視装置	有	無	無	無
高圧監視装置	無	無	無	無

イ 業務内容

事業者は、みなし設置者として電気事業法で義務付けられている以下の業務を行うこと。

ア 自家用電気工作物の維持、技術基準適合維持（電気事業法第 39 条）

イ 保安規程の作成、届出及び遵守（電気事業法第 42 条）

ウ 電気主任技術者の選任、届出（電気事業法第 43 条）

ウ 外部委託について

電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の規定に基づき、電気保安法人への外部委託を認める。なお、外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け、適切に管理すること。

エ 保安規程について

事業者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めること。保安規程には、電気事業法施行規則第 50 条第 4 項に基づいて次の項目について具体的に定め、保安規程を遵守すること。

（ア） 電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

（イ） 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。

（ウ） 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視・点検及び検査に関すること。

（エ） 電気工作物の運転又は操作に関すること。

（オ） 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。

（カ） 災害その他非常の場合に取るべき措置に関すること。

（キ） 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。

（ク） その他、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項。

（2）消防設備等保守点検業務

消防設備等保守点検業務の概要を以下に示す。

ア　点検対象施設

（ア） 処理場施設

南部浄化センター

（イ） 中継ポンプ場

5 中継ポンプ場

イ 業務内容

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検業務を行うこと。なお、本業務の点検の種類及び点検内容は、消防庁告示第 14 条で定める基準に基づき、実施すること。

ウ 点検対象設備

（ア） 処理場施設

消防設備等保守点検業務を外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け、適切に管理すること。

対象設備を表　１１－２に示す。

（イ） 中継ポンプ場

対象設備を表　１１－３に示す。

エ 業務履行上の注意事項

消防設備等保守点検業務を外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け、適切に管理すること。

表 １１-２　南部浄化センター点検対象設備

屋内消火栓設備※1 （ポンプ一式、消火栓、ホース）	1 号消火栓	7 基
自動火災報知設備 (受信機､発信機､感知器) ※1	受信機 P 型 1 級	79 個
	受信機 P 型 2 級	4 個
	副受信機 P 型 1 級	43 個
	発信機 P 型 1 級	46 個
	発信機 P 型 2 級	4 個
	煙光電式スポット型	358 個
	差動式スポット型	98 個
	定温式スポット型	16 個
	煙感知器防爆型	8 個
ｶﾞｽ漏れ火災報知設備※1	ガス漏れ警報器	20 個
主音響装置	内蔵ブザー	7 個
	ベル DC24V20mA	1 個
地区音響装置	ベル DC24V15mA	30 個
	ベル DC24V20mA	12 個
	ベル DC24V10mA	4 個
	ベル防爆型	7 個
非常放送設備 （非常警報器具及び設備）※1	S.P 3W 壁掛型	2 個
	7W 埋込型	23 個
消火器	ABC 粉末 10 型	85 本
誘導灯※1	避難口･中型	28 個
	避難口･小型	98 個
	通路･小型	12 個
	避難口･BL 級	9 個
	室内通路･小型	4 個
	廊下通路･中型	2 個

※1 配線設備を含む

表 １１-３　中継ポンプ場点検対象設備

						大善寺 中継ポンプ場	合川 中継ポンプ場	上津 中継ポンプ場	北野 中継ポンプ場	三潴 中継ポンプ場
自動火災報知設備	感知器	差動式	分布型	空気管式			3			
				熱電対式						
				熱半導体式						
		定温式	スポット型				10			
			感知線型							
		熱アナログ式スポット型								
		煙式	スポット型	イオン化式	非蓄積					
					蓄積					
				光電式	非蓄積		17			
					蓄積					
				イオン化アナログ式						
				光電アナログ式						
			分離型	光電式	非蓄積					
					蓄積					
				光電アナログ式						
	地区音響装置						3			
	発信機						2			
	配線点検						1式			
誘導灯及び誘導標識	誘導灯及び誘導標識					4個	1式	6個	9個	5個
	配線点検						1式			
消火器具						4本	1式	6本	6本	4本
粉末消火設備										
屋内消火栓設備	屋内消火栓設備									
	配線点検									
	消防ホース耐圧試験調査									
非常電源(非常用電源専用受電設備)										

（3）地下タンク気密漏洩検査

南部浄化センターを対象として、消防法第 14 条の 3 の 2 及び関係法令に基づく気密漏洩検査業務を行うこと。

地下タンク気密漏洩検査業務の概要を以下に示す。

ア　対象施設

南部浄化センター

イ　業務内容

消防法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づく自家発用地下タンク気密漏洩検査点検業務

ウ　検査対象設備

自家用発電設備用地下燃料貯留タンク　容量 6kL　1 槽

エ 検査方法

（ア） 気相部

a　微加圧検査法

対象設備：地下燃料貯留タンク、埋設配管

b　微減圧検査法

対象設備：地下燃料貯留タンク、埋設配管

（イ） 液相部

その他の方法

0.3㎜ 以下の穴からの漏れを検知できる精度の点検方法かつ（財）全国危険物安全協会が性能評価した方法・機器で行う検査とすること。

オ 業務履行上の注意事項について

地下タンク気密漏洩検査業務を外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け、適切に管理すること。

（4）クレーン設備保守点検

南部浄化センター及び5箇所の中継ポンプ場を対象として、労働安全衛生法第45条及びクレーン等安全規則第34条～39条に基づく保守点検業務を行うこと。

（5）トラックスケール点検

計量法第19条の規定に基づき、トラックスケールの定期検査を実施すること。(2年毎に実施)

ア 設置場所

南部浄化センター

イ 業務内容

（ア） 計量法第25条第1項の検査（計量士による検査）

（イ） 分銅の載せ降ろし作業

（ウ） 分銅の運搬作業

ウ 設備概要

トラックスケール 30ｔ計量器 1台

１１－３ 別紙 3 遵守すべき法規制、適用基準

（1）関係法令

・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
・工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
・電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
・電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）
・電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
・電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
・有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）
・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
・ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）
・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
・計量法（平成 4 年法律第 51 号）
・クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格
・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
・航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
・毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
・環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂版）
・汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂版）
・汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂版）
・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
・酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）

・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
・製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年法律第 104 号）
・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）
・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）
・その他関連法令・施行規則（県条例、指導要綱）等

（2）要綱・各種基準等

本事業の実施に当たり最新版の要綱・各種基準及び規格等に準拠する。
・下水道施設計画・設計指針と解説（(公社)日本下水道協会）
・道路橋示方書・同解説（(公社)日本道路協会）
・杭基礎設計便覧（(公社)日本道路協会）
・杭基礎施工便覧（(公社)日本道路協会）
・コンクリート標準示方書（土木学会）
・下水道施設の耐震対策指針と解説（(公社)日本下水道協会）
・下水道維持管理指針（(公社)日本下水道協会）
・下水試験方法（(公社)日本下水道協会）
・ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
・下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局下水道部、国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部）
・「下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会」取りまとめ（国土交通省水管理・国土保全局）
・設計業務等共通仕様書（福岡県県土整備部）
・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（(一社)公共建築協会）
・官庁施設の総合耐震・津波計画基準及び同解説（(一社)公共建築協会）
・建築設備設計基準（(一社)公共建築協会）
・電力会社供給約款
・内線規程
・日本産業規格（JIS）
・電気規格調査会標準規格（JEC）
・日本電気工業会標準規格（JEM）
・日本電線工業会標準規格（JCS）
・日本照明器具工業会規格（JIL）
・工場電気設備防爆指針
・建設機械施工安全技術指針

・土木工事安全施工技術指針
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・建設工事副産物適正処理推進要綱
・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
・下水道施設の耐震計算例－処理場・ポンプ場編－（(公社)日本下水道協会）
・建築工事標準詳細図（(一社)公共建築協会）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編、電気設備工事編）（(一社)公共建築協会）
・機械設備工事必携（(一財)下水道事業支援センター）
・電気設備工事必携（(一財)下水道事業支援センター）
・その他関連要綱・各種基準等